

## 徳島市立高等学校家庭クラブ会則

### 第1章 名称

第1条 本団体の名称は「徳島市立高等学校家庭クラブ」と称し、本部を徳島市立高等学校内におく。

### 第2章 目的

第2条 本会は次の諸事項を目的とする。

1. 家庭生活を明るく民主的なものにし、よりよい家族の一員となるために必要な知識と技能を身につける様につとめる。
2. 家庭、学校、社会に奉仕する態度を養い、家庭生活に創意と工夫をしその改善をはかる。
3. 国内相互の親睦をはかり、更に国際親善を助長する。
4. 力強い積極的な指導性を養い、地域社会に於ける家庭科の興味をおこさせる。
5. 個人又は団体に健全な娯楽を与える。

### 第3章 会員

第3条 本会の会員資格は次の3種とする。

1. 正会員 家庭科を学習する生徒全員
2. 準会員 3年生全員と本校卒業生でクラブ員を希望する者
3. 賛助会員 学校や地域社会で家庭クラブ活動に協力してくれる人

第4条 会の運営は正会員によって行う。但し希望により準会員も参加する事ができる。

### 第4章 組織

第5条 本会は正会員、準会員、賛助会員によって組織し、家庭科学習グループ及び地域グループを下部組織とする。

第6条 本会の助成発展のために学校長、家庭科教師等若干の顧問をおく。

### 第5章 役員

(役員)

第7条 本会には次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し執行者としての一切の仕事を遂行する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故ある場合、その仕事を代行する。
3. 書記は会議及び各種の集会、行事の記録を調整し、又文書の発送授受を行いすべての文書の記録を保管する。
4. 会計は会計事務をつかさどる。

(役員を選出及び任期)

第9条 2年生の各ホームルームより選出された代表者によってクラブ委員会を構成する。

第 10 条 会長は各クラスの中から候補者を 1 名選び互選する。

第 11 条 副会長、書記、会計はクラブ委員の中から選出しクラブ総会に於て承認を得る。

第 12 条 役員の任期は 1 ヶ年とする。

#### 第 6 章 会 議

第 13 条 このクラブに総会、クラブ委員会をおく。

第 14 条 総会は本会の最高議決機関であり、原則として年 1 回開く。但し会長が必要と認めた場合には適 15 条総会の議決は出席会員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

第 16 条 クラブ委員会は会長が必要と認めた場合、臨時召集することができる。

第 17 条 学習活動及び地域活動は必要に応じて開くことができる。

#### 第 7 章 会 計

第 18 条 本会の経費は次の財源をもって支弁する。

1. 会員の会費
2. クラブの生産的活動による純益金
3. P T A の補助金
4. 有志の寄付金

#### 第 8 章 改 正

第 19 条 本会則は総会に於いて出席正会員の 3 分の 2 以上の賛成により改正又は変更することができる。

#### 第 9 章 補 則

第 20 条

1. 本会則は平成 5 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本会則の施行細則はクラブ委員会に於て定める。